

栃木県災害時広域受援計画

〔本編〕

令和6(2024)年4月

栃 木 県

目次 ～CONTENTS～

	頁
第1章 総論	1
1 目的	1
2 基本方針	1
3 災害時広域受援の基本的な考え方	2
4 受援項目	3
第2章 受援体制	4
1 受援調整に係る組織体制	4
(1) 組織構成	4
(2) 受援に関する役割分担	7
2 市町災害対策本部の事務	10
3 受援要請の調整に関する連絡窓口	10
4 受援関連活動スペース等の確保	11
5 市町への緊急対策要員の派遣	12
6 広域応援受入のための主な防災拠点	14
7 県において平常時に取り組むべき事項	15
第3章 人的支援の要請	16
1 災害マネジメント・一般行政業務等における支援要請	16
(1) 応急対策職員派遣制度	16
(2) その他のスキーム	19
2 専門業務・専門職の支援要請	21
(1) 医療・保健衛生・福祉分野	21
(2) 建築物・ライフライン等応急対策分野	24
(3) その他の行政分野	25
3 自衛隊、消防、警察に係る派遣要請	26
(1) 自衛隊の災害派遣要請	26
(2) 緊急消防援助隊（緊援隊）の要請	28
(3) 広域緊急援助隊（広緊隊）等の派遣要請	28
第4章 物的支援の要請	30
1 物的支援（支援物資）の要請・対応の概要	30
2 大規模災害時における物的支援（支援物資）の調整及び対応	30
3 輸送体制の確保	32
第5章 迅速・的確な受援に向け市町において取り組むべき事項	35
1 災害時の対応	35
2 平常時の取組	36

第1章 総論

1 目的

大規模災害時には、県・県内市町のみではマンパワーや物資が不足することから、国、他都道府県、関係機関、民間事業者等から様々な支援を受けることが想定されるため、受援に当たっての体制構築や手順等をあらかじめ示すことにより、速やかに支援を受け、被災市町への支援につなげることを目的として計画を策定する。

2 基本方針

① 計画策定に当たり想定する災害

本計画では、他の都道府県による対口支援が必要となる大規模災害を想定して、県の体制構築及び県・市町等の受援の手順等について整理するものとする。

※対口支援：本計画において対口支援（たいこうしえん）とは、被災市町に対し都道府県・政令指定都市が1対1で支援担当として割り当てられ、応援職員を派遣することをいう。

② 計画の対象範囲

本計画は、大規模災害発生時における①救助・救急、医療救護活動、応急対策及び行政機能の維持等に係る人的支援、及び②被災者に迅速に物資を届けるための物的支援の受入れを対象とする。

③ 計画の位置付け

本計画は、栃木県地域防災計画に基づき作成する計画であり、栃木県緊急消防援助隊受援計画と整合を図るものとする。

本計画を市町・関係機関等と共有し、大規模災害時に、他の都道府県等からの支援を被災市町における迅速な受援につなげるため活用するものとする。

④ 計画の見直し

栃木県地域防災計画の修正や関係機関等による応援スキームの追加・変更等を勘案し、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

⑤ 平常時の取組

本計画を防災図上総合訓練等の各種訓練において活用し、市町・関係機関等と連携しながら不断の検証を行うものとする。

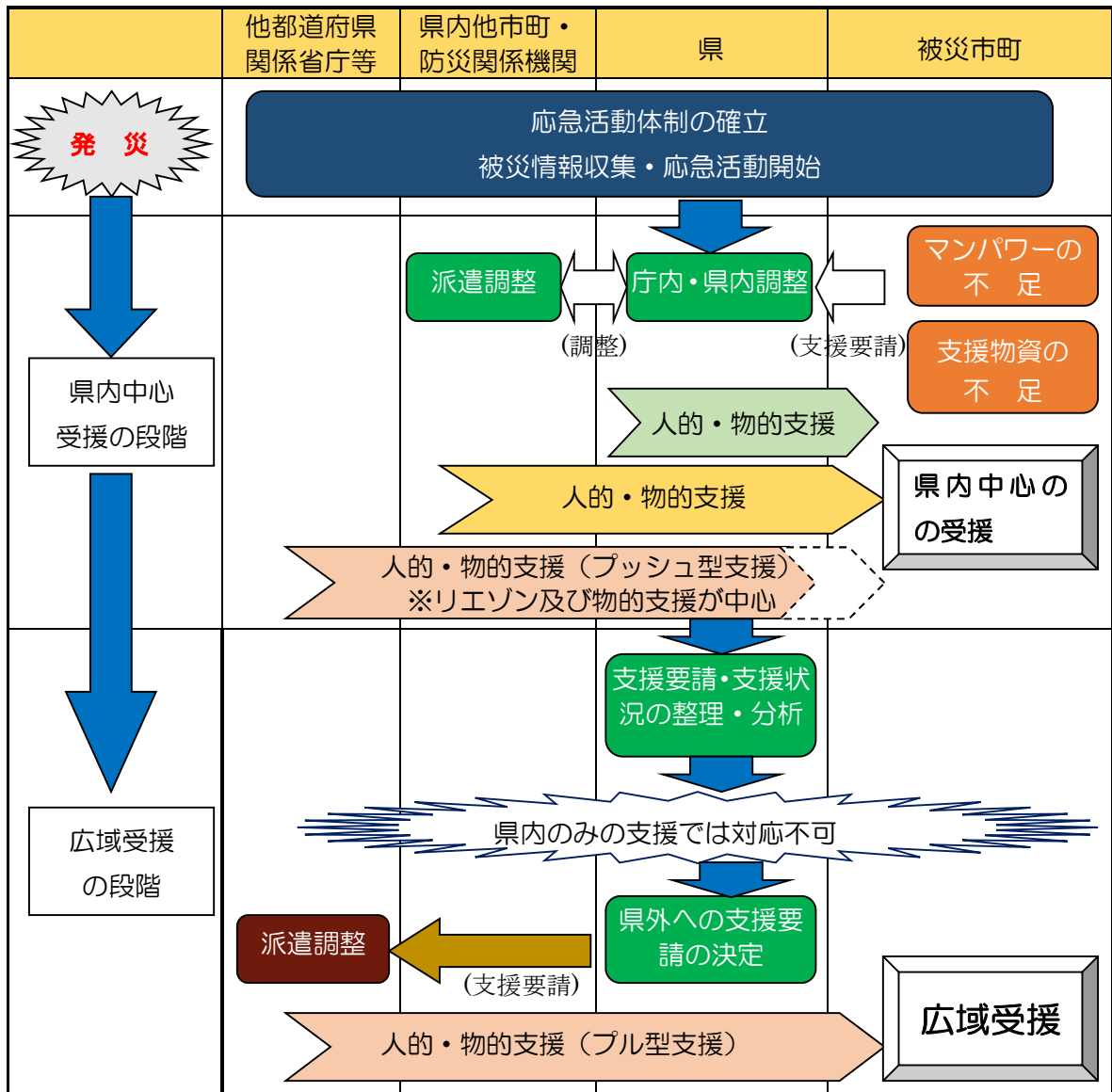
3 災害時広域受援の基本的な考え方

大規模災害の発災時（または発災の恐れのある場合）において、県・市町・防災関係機関等は、応援・受援を含めた応急対策活動体制を確立し、被災情報の収集及び応急活動を開始する。なお、この際、被災市町において応急活動の体制確立が出来ない場合、県は緊急対策要員（情報収集要員・栃木県災害マネジメント総括支援員）の派遣等により情報収集等の支援を行う。

被災市町は、被災状況、マンパワーの不足状況、物資の不足状況を把握し、県に報告し、県は、県内市町・防災関係機関等と調整を行い、県職員・県の備蓄物資等と併せて「チーム栃木」として一体的な支援を行う。

県内のみの支援では対応が困難な場合、県は「応急対策職員派遣制度」や関係省庁の応援スキーム等を活用し、人的・物的支援を受け入れ、被災市町への支援につなげる。

【図1 災害時広域受援の基本イメージ】



※プッシュ型支援・・・要請を待たずに行われる支援

※プル型支援・・・要請に基づき行われる支援

4 受援項目

本計画において整理する受援項目は下表のとおりである。

業務区分 【関係省庁】	支援要請時期(◎)と主な活動期間(⇔)の目安						掲載箇所	
	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 1日目	2日目 ～ 3日目	4日目 ～ 2週間	3週間 ～ 1ヶ月	1ヶ月超	本編	手順マ ニュアル 編
1～24 人的支援								
災害マネジメント・一般行務業務等								
1	災害マネジメントに係る総括支援チームの要請	◎←	⇔	→			P17	1
2	災害対策本部の運営支援	◎←	⇔	→			P18	2
3	避難所の運営		◎←	⇔	→		P18	3
4	住家の被害認定業務			◎←	⇔	→	P18	4
医療・保健衛生・福祉分野								
5	DMAT(災害派遣医療チーム)	◎←	⇔	→			P21	5
6	医療救護班	◎←	⇔	→			P22	6
7	DPAT(災害派遣精神医療チーム)		◎←	⇔	→		P22	7
8	DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)		◎←	⇔	→		P22	8
9	保健師チーム		◎←	⇔	→		P23	9
10	管理栄養士チーム		◎←	⇔	→		P23	10
11	JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)		◎←	⇔	→		P23	11
12	DWAT(災害福祉支援チーム)			◎←	⇔	→	P23	12
建築物・ライフライン等応急対策分野								
13	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	◎←	⇔	→			P24	13
14	災害復旧技術専門家派遣制度			◎←	⇔	→	P24	14
15	震災建築物応急危険度判定業務		◎←	⇔	→		P24	15
16	被災宅地危険度判定業務		◎←	⇔	→		P24	16
17	下水道の応急復旧			◎←	⇔	→	P24	17
18	水道(応急給水・応急復旧)			◎←	⇔	→	P24	18-1,2
19	被災文教施設応急危険度判定業務		◎←	⇔	→		P24	19
その他の専門業務・専門職								
20	農村災害復旧専門技術者			◎←	⇔	→	P25	20-1
20	農業農村災害派遣隊(水土里(みどり)災害派遣隊)			◎←	⇔	→	P25	20-2
21	災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)			◎←	⇔	→	P25	21
自衛隊・消防・警察								
22	自衛隊	◎←	⇔	→			P26	—
23	緊急消防援助隊	◎←	⇔	→			P28	—
24	広域緊急援助隊	◎←	⇔	→			P29	—
25	物的支援		◎←	⇔	→		P30	—

上記のうち、1～21の受援項目の支援要請手順の詳細については、「手順マニュアル編」に記載する。

第2章 受援体制

～本章の構成～

- 1 受援調整に係る組織体制
 - (1) 組織構成
 - (2) 受援に関する役割分担
- 2 市町災害対策本部の活動
- 3 受援要請の調整に関する連絡窓口
- 4 受援関連活動スペース等の確保
- 5 市町への緊急対策要員の派遣
- 6 広域応援受入のための主な防災拠点
- 7 県において平常時に取り組むべき事項

1 受援調整に係る組織体制

(1) 組織構成

【県災害対策本部事務局】

大規模災害発生時においては、県災害対策本部事務局（情報グループ・支援グループ）を中心として、災害情報や支援要請を集約・整理し、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、必要に応じて県外からの応援も受けながら災害応急活動に当たるとともに、市町の要請や収集した災害情報等に基づいて、県内外からの広域的な応援職員及び緊急支援物資の受け入れに関する総合調整を行う。

【県災害対策支部】

県の保有する備蓄物資の払い出しや市町が行う災害対策業務の補助等については、県災害対策支部において実施する。また、必要に応じて県災害対策本部長が指示する応急対策業務に関することを実施し、本部からの照会事項への対応、災害に関する各種証明書等の発行業務を行うこととする。

【県災害対策各部（各班）】

保健福祉部においては、保健医療福祉調整本部を設置し、医療・保健衛生・福祉関係の県内市町への人的派遣及び他都道府県・関係機関からの受援に関する総合調整に当たる。

県土整備部では、県土防災センターにおいて公共土木施設の被災状況等を収集し県災害対策本部に提供する。

医療・保健衛生・福祉分野や公共土木施設の分野以外でも、近年の大規模災害を受けて、関係省庁において個別分野の受援に関する応援スキームが用意されており、こうした個別分野における調整については、災害対策各部（各班）において実施する。

【緊急対策要員（情報収集要員）】

発災後1～2日目の災害情報の収集や市町の応急活動支援のため、県は、市町からの要請を待たずに緊急対策要員（情報収集要員）を派遣し、発災後3日目以降も引き続き情報収集等のために職員の派遣が必要な場合は、派遣を継続する。

また、被災市町が他都道府県等から派遣職員を受け入れる場合、県・被災市町・派遣団体が連携して円滑に応急活動を実施できるよう、支援する役割を担う。

（緊急対策要員（情報収集要員）の業務例）

- ・ 被災市町における人的・物的ニーズの収集・集約及び県災害対策本部事務局（情報グループ）への報告
- ・ 被災市町・県・派遣団体間における情報共有の円滑化に係る支援
- ・ 栃木県災害マネジメント総括支援員の補佐 など

【緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）】

発災後の市町の災害マネジメント支援のため、県は、市町からの要請により、あらかじめ指定した緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を速やかに派遣する。

また、情報収集等のために市町へ派遣された緊急対策要員（情報収集要員）は「栃木県災害マネジメント総括支援員」が派遣された場合にその補佐を行うこととする。

（緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）の業務例）

- ・ 被災市町が行う災害マネジメントの総括的な支援

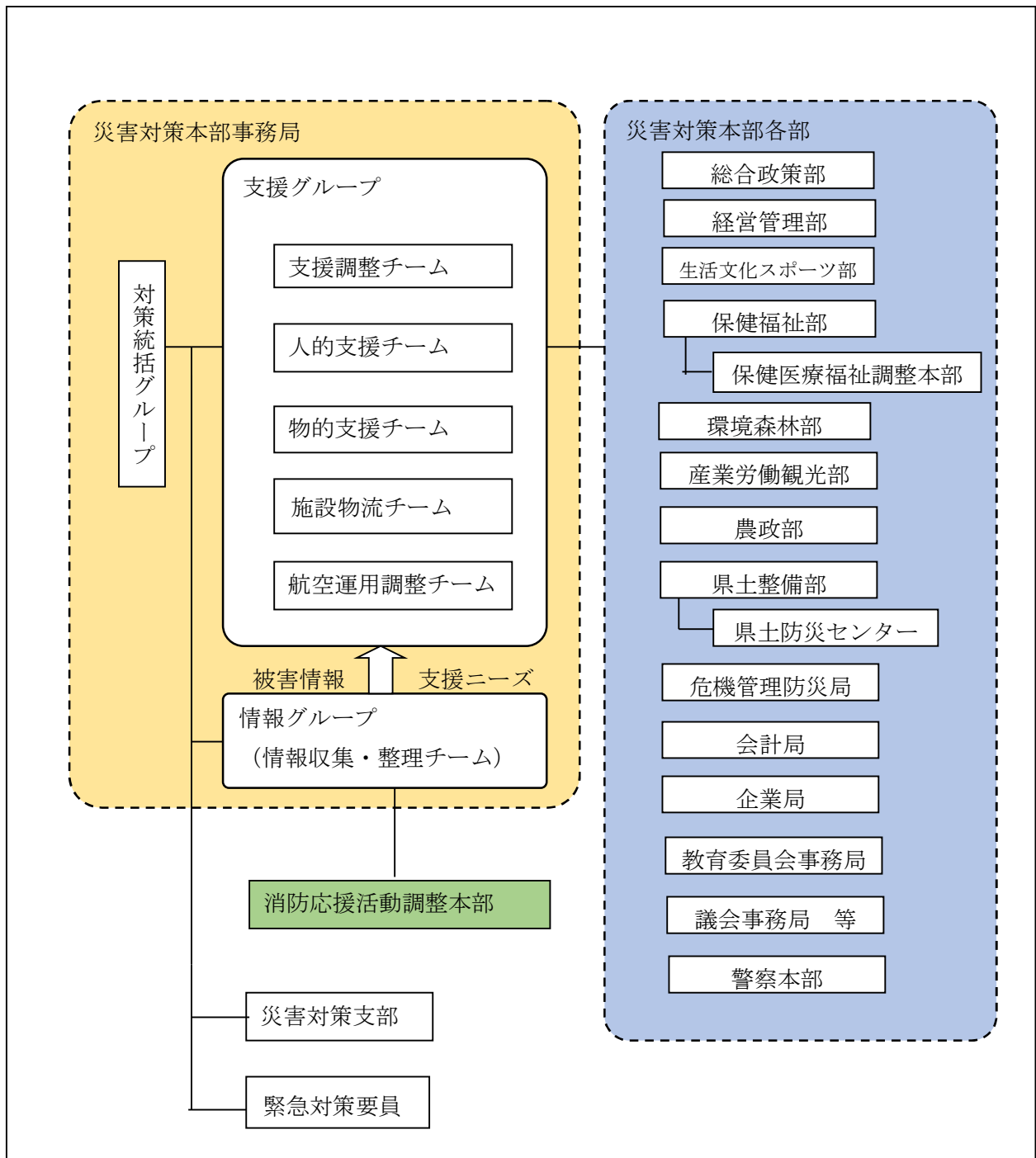
【緊急対策要員（広域物資拠点運営要員）】

県が広域物資拠点を設置した場合、県は緊急対策要員（広域物資拠点運営要員）を派遣する。物資拠点において、物資の運搬をはじめとした運営に係る業務を行うこととする。

（緊急対策要員（広域物資拠点運営要員）の業務例）

- ・ 広域物資拠点の開設、物資拠点における物資の荷下ろし、検品、在庫管理及び運搬等の物資拠点の運営

【図2 支援に関する業務組織図】



(2) 受援に関する役割分担

① 災害対策本部事務局（支援グループ）

受援に関する業務の総合調整を実施するため、災害対策本部事務局に支援グループを設置する。なお、支援グループの構成は次のとおりである。



ア グループリーダー

支援グループのグループリーダーは、情報グループ等から市町における人的支援・物的支援のニーズを入手し、各チームに伝達するとともに、人的支援・物的支援に関する総合調整を行う。

併せて、全体的な支援要請の状況、県内からの応援の状況、他都道府県等から本県への応援の状況について、各チームにおいて集約・整理するよう指示する。

(主要業務)

- ・ 人的支援・物的支援に関する総合調整
- ・ 人的支援・物的支援の状況の集約及び整理の指示

イ 支援調整チーム

支援調整チームにおいては、情報グループ等から各市町の被害状況等を入手し、災害救助法及び被災者生活再建支援法等の適用等に係る業務を行う。

ウ 人的支援チーム

人的支援チームにおいては、市町の応援に関するニーズの具体的な内容（応援を必要とする職種及び人数等）を確認し、調整を行う。

被災市町からの職員派遣要請を受けた場合は、必要事項を確認し、県災害対策本部人事班をとおして庁内からの派遣人員の確保・調整を行う。また、必要に応じて、市町村班・市長会・町村会と連携して県内他市町に職員の派遣を要請し、県職員・県内市町職員が一体となった「チーム栃木」としての支援を実施する。

県内の職員のみでは十分なマンパワーが確保できない場合、行政職員については応急対策職員派遣制度による支援を要請するほか、必要に応じ、関東地方知事会等に対し支援要請を行う。

関係省庁等による全国的な派遣スキームが整備されている専門業務・専門職については災害対策各部（受援対象業務主管班）と連携して、応援受援に関する関係省庁等との連絡調整及び応援受援情報の把握を行う。

また、グループリーダー等の指示に基づき、人的支援の実施状況の集約及び整理を行う。

(主要業務)

- ・ 市町の人的支援に関するニーズの具体的な内容の確認
- ・ 人的支援要請・受入に関する調整
- ・ 緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請
- ・ 災害対策各部における人的支援の状況の把握
- ・ 人的支援の実施状況の集約及び整理

※人的支援要請の詳細については第3章に記載

エ 物的支援チーム

物的支援チームにおいては、市町の物的支援に関するニーズの具体的な内容（必要な物資や数量等）を確認し、調整を行う。

県の現物備蓄において対応する場合は、備蓄物資を管理する支部等に払出しのための人員確保等の対応を依頼し、現物備蓄で対応できない場合には、物資供給協定等に関する対応部局と必要な調整を行い、流通備蓄供給体制の整備を図る。

なお、物資に関する応援受援に関する情報については、県災害対策本部各班と情報共有を図る。

また、グループリーダー等の指示に基づき、物的支援の実施状況の集約及び整理を行う。

(主要業務)

- ・ 物資に関するニーズの詳細の確認
- ・ 物的支援要請・受入に関する調整
- ・ 支援物資の調達、配分、輸送、資源管理等の実施
- ・ 物的支援の集約及び整理

※物的支援の要請の詳細については第4章に記載

オ 施設物流チーム

施設物流チームにおいては、支援物資の輸送経路の確認、配送車両等の調整及び広域物資拠点の開設を行う等の物資の受入れ準備を整える。

また、市町の地域物資拠点の開設状況を確認し、未開設の場合は開設を要請する等の調整を行う。

(主要業務)

- ・ 輸送ルートの確認
- ・ 広域物資拠点の開設及び支援物資輸送体制の確保
- ・ 市町の地域物資拠点の開設に関する調整

カ 航空運用調整チーム

航空運用調整チームは、消防、警察、自衛隊、医療関係機関の航空部隊に係る派遣要請と受入手続を行う。

(主要業務)

- ・ 消防、警察、自衛隊、医療関係機関の航空部隊に係る派遣要請と受入手続

② 災害対策本部事務局（情報グループ）

被災状況・応急活動の状況、人的・物的支援に関するニーズ等をはじめとする情報の収集整理を行うため、災害対策本部事務局に情報グループ（情報収集・整理チーム、機器通信・情報発信チーム）を設置する。

情報収集・整理チームにおいては、情報収集の前提として市町における行政機能の確保状況を確認し、市町が被災状況の報告や支援要請が行えない状況にある場合には、支援グループに対応の検討を要請し、支援グループは対策統括に相談するなどして、当該市町が県災害対策本部との連絡や支援要請が行える状況にする。

また、支援を検討する基礎となる情報を防災情報システム・電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により市町・防災関係機関から入手し、入手した情報を整理し、支援グループに伝達する。また、被災規模に比して支援ニーズが少ない市町については、緊急対策要員等により情報を能動的に入手するなど、県側から積極的に情報を取りに行く姿勢で支援ニーズ等の収集に努める。

(主要業務)

- ・ 市町における被災状況・応急活動の状況、人的・物的支援に関するニーズの集約・整理
- ・ 市町における行政機能確保状況の確認
- ・ 人的・物的支援ニーズの支援グループへの伝達

③ 災害対策本部各部局（受援対象業務主管班）

保健福祉部においては、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に県保健医療福祉調整本部を、被災地に広域健康福祉センター（保健所）単位で医療圏別保健医療福祉調整本部を設置する。

県保健医療福祉調整本部では、「災害医療コーディネーターチーム」を配置するなど医療の専門的見地を加えてDMAT・医療救護班・DPAT・DHEAT・保健師チーム・DWA T等の保健・医療・福祉に係る専門チームの受援に係る総合調整を行う。

医療圏別保健医療福祉調整本部は、災害医療コーディネーター（災害拠点病院等の医師）と連携しながら、地域災害保健医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療・福祉ニーズを把握し、保健医療福祉対策の総合調整を行う。

その他各班においては、市町からの支援要請を受けた場合は、その内容に応じて人

的支援チーム又は物的支援チームに報告するとともに、関係省庁・関係機関との連絡調整を行うものとする。

ただし、各班で所管する施設に関するニーズ等については、各班で対応し、対応状況を支援調整チームに報告するものとする。

④ 災害対策支部

支部は、県の保有する備蓄物資の払い出しを実施するとともに、市町が行う災害対策業務の補助等を実施する。また、必要に応じて県災害対策本部長が指示する応急対策業務に関することを実施し、本部からの照会事項への対応、災害に関する各種証明書等の発行業務及び広域物資拠点での活動等を行うこととする。

(主要業務)

- ・ 県備蓄物資の輸送及び広域物資拠点の運営 など

2 市町災害対策本部の事務

市町災害対策本部は、被害情報を収集するとともに、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。

併せて、災害対応業務に必要となるマンパワーの推計及び避難所等における住民のニーズ把握・集約を行い、マンパワーの不足状況及び集約したニーズについては、市町災害対策本部から県災害対策本部(情報グループ)に報告し、支援要請を行うものとする。

なお、これらの情報の収集や支援要請の実施については、被災市町の行政機能が確保されていることが前提となるため、行政機能の確保状況について県災害対策本部(情報グループ)に報告するものとする。

3 受援要請の調整に関する連絡窓口

国現地对策本部、全国知事会や応急対策職員派遣制度に基づく確保調整本部及び応急対策職員確保現地調整会議(以下「確保現地調整会議」という。)等の関係機関との連絡窓口は、県災害対策本部事務局(支援グループ)が担当するものとする。

市町からのニーズについては、情報グループ(情報収集・整理チーム)において把握し、支援グループ各チームにおいて応援受援を調整することとする。

ただし、関係省庁等の主導により応援調整等が図られるもの(※)については、災害対策各部(受援対象業務主管班)で調整を行い、調整状況及び受援状況を人的支援チーム又は物的支援・施設物流チームに報告するものとする。

※ DMAT、DPAT、DHEAT、震災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、保健師、管理栄養士、応急給水、水道・下水道の応急復旧 等

なお、緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請については、人的支援チームにおいて、市町長の要請又は知事の判断に基づき実施する。

4 受援関連活動スペース等の確保

県災害対策本部事務局は、国・他都道府県・防災関係機関等から多くのリエゾン（連絡員）、応援職員を受け入れるため、必要な業務スペースを確保する。

なお、業務スペースの確保に際しては、以下に記載する場所を原則とする。

① 政府現地対策本部の設置場所

政府が現地対策本部を設置する場合は、県等と連携し迅速な応急対策が実施できるよう、栃木県庁本館6階大会議室に必要なスペース及び設備を確保する。

② 応急対策職員派遣制度に基づく確保現地調整会議の設置場所

総務省、全国知事会等が確保現地調整会議を設置する場合は、栃木県庁本館8階の生活文化スポーツ部会議室に必要なスペース及び設備を確保する。

③ 全国知事会、関東地方知事会からのリエゾンの活動スペース

他都道府県等からのリエゾンは、栃木県庁本館8階の生活文化スポーツ部会議室に受け入れるものとする。

④ 自衛隊の活動スペース

自衛隊の連絡員については、栃木県庁本館8階危機管理対策室に受け入れるとともに、活動規模に応じて、別途業務スペースを確保するものとする。

⑤ 緊急消防援助隊（緊援隊）調整本部の設置場所

緊急消防援助隊の派遣要請を実施した場合には、調整本部を立ち上げるとともに、栃木県庁本館8階危機管理調整室に必要なスペース及び設備を確保する。

⑥ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

栃木県庁本館13階の県土防災センターと調整を行い、支援を要請した場所に受け入れるものとする。ただし、気象庁防災対策支援チーム（JETT）については、⑤が設置されていない場合は栃木県庁本館8階危機管理調整室に受け入れるものとし、⑤が設置されている場合は別途業務スペースを確保するものとする。

⑦ その他関係機関のリエゾン

⑤が設置されていない場合は栃木県庁本館8階危機管理調整室に受け入れるものとし、⑤が設置されている場合は別途業務スペースを確保するものとする。

また、活動内容や活動規模に応じて、栃木県庁本館8階危機管理対策室に受け入れることも検討する。

⑧ 保健医療福祉調整本部の設置場所

DMAT調整班、総合調整班で構成する災害医療コーディネートチーム及び保健福祉部関係各班による保健医療福祉調整本部を栃木県庁東館4階講堂に設置し、保健医療福祉の専門チームの受入れ窓口とする。

5 市町への緊急対策要員の派遣

(1) 緊急対策要員（情報収集要員）の派遣

県内で震度6弱以上の地震を観測した場合、特別警報が発表された場合等に、市町と連携して応急対策を迅速に実施するため、あらかじめ指定する職員（1市町あたり4名。2名×2組体制で1日交代、最大2日）が市町庁舎に登庁し、被害状況や支援ニーズ等の情報収集や県との連絡調整等を行うこととしている。

発災後3日目以後も継続して派遣を要する場合は、あらかじめ指名した職員を派遣する。

また、被災市町が他都道府県等から派遣職員を受け入れる場合、県・被災市町・派遣団体が連携して円滑に応急活動を実施できるよう、支援する役割を担う。

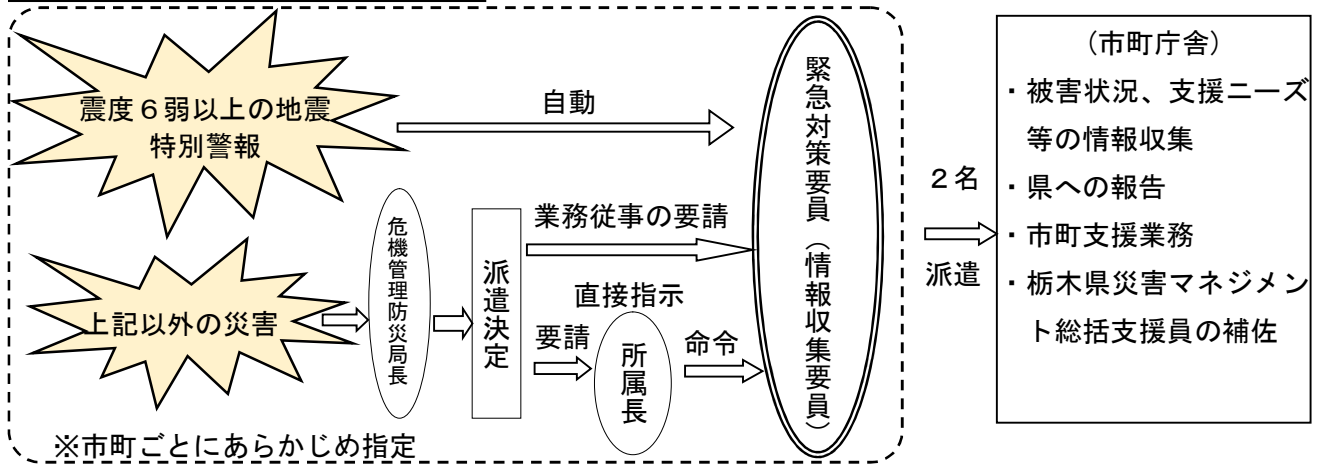
(2) 緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）の派遣

県内で大規模災害が発生し、市町から要請があった場合等に、市町の災害マネジメントを支援するため、あらかじめ指定した緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を速やかに派遣する。

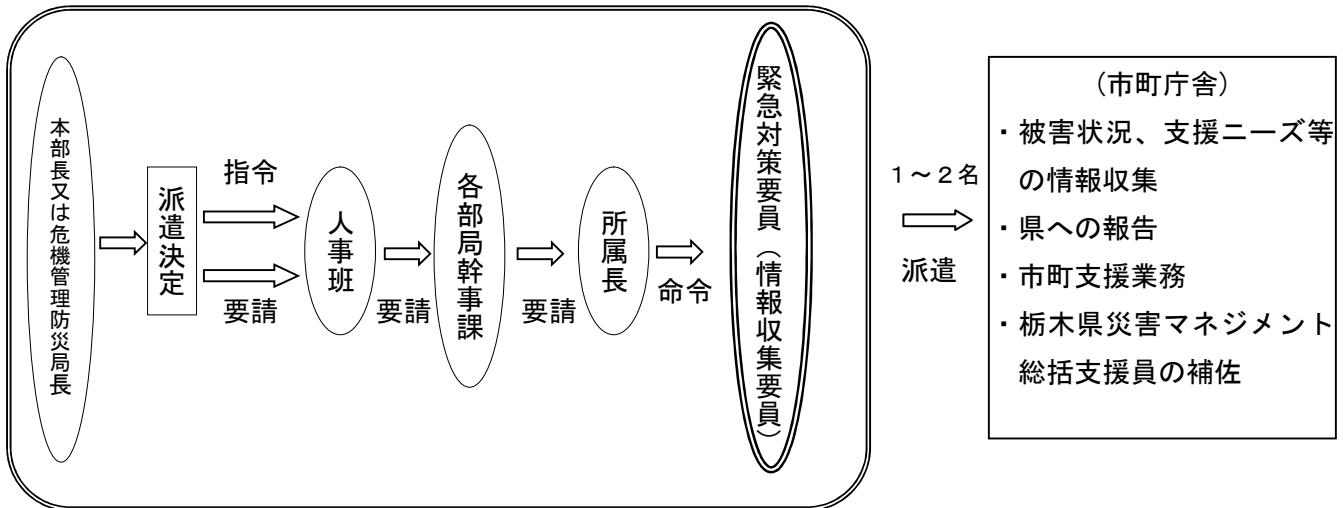
また、緊急対策要員（情報収集要員）は「栃木県災害マネジメント総括支援員」が派遣された場合にその補佐を行うこととする。

図3 緊急対策要員の派遣フロー

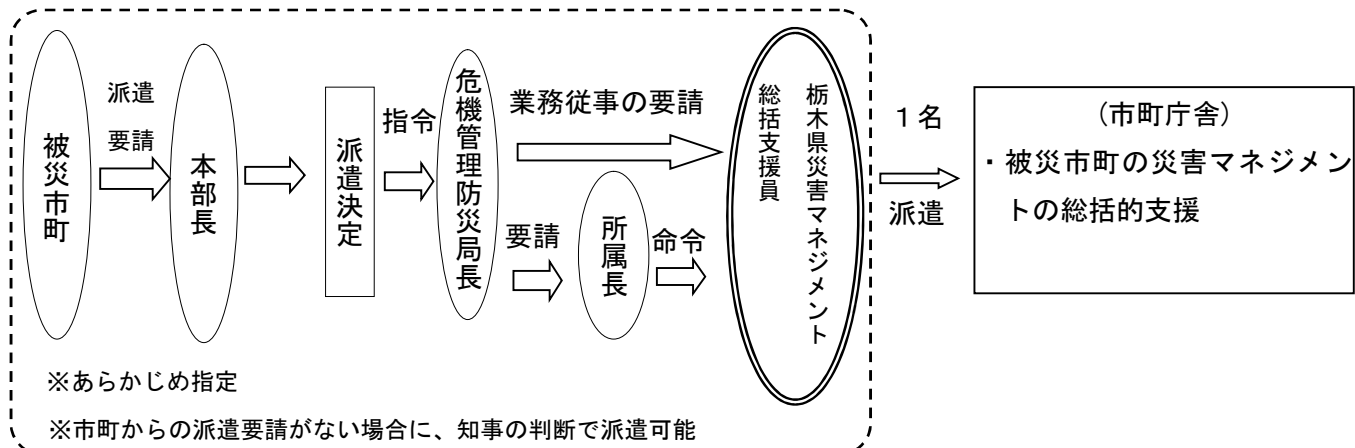
情報収集要員（発災後2日目以内）



情報収集要員（発災後3日目以降）



市町から栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣要請があった場合



6 広域応援受入のための主な防災拠点

災害対策本部を設置しリエゾン等を受け入れる県庁本庁舎の他、広域応援受入のために必要となる主な防災拠点は、次のとおりである。

① 広域災害対策活動拠点

県災害対策本部事務局（人的支援チーム）は、総合防災拠点である県総合運動公園を中心に、各県営都市公園も活用し、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として確保する。

また、県内高速道路のSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）について、NEXCO東日本と協議の上、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点として活用する。

② 広域物資拠点（一次集積拠点）

県災害対策本部事務局（施設物流チーム）は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県総合運動公園防災倉庫や県営都市公園等を活用する。

特に、総合防災拠点である県総合運動公園（カンセキスタジアムとちぎ）内の倉庫を広域物資拠点の第一候補とする。

また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時応援協定に基づき、同協会会員施設から幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定し、一次集積場所となる広域物資拠点を確保する。

広域物資拠点を設置した場合、県は緊急対策要員（広域物資拠点運営要員）を派遣する。物資拠点において、物資の運搬等をはじめとした運営に係る業務を行うこととする。

③ 地域物資拠点（二次集積拠点）

市町は、市町施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点を確保する。

7 県において平常時に取り組むべき事項

県は、災害時広域受援に係る体制の強化のため、平常時において次の取組を行うものとする。

① 災害時広域受援計画、業務継続計画等の不断の見直し

近年の大規模災害の多発を受け、受援の項目及び手順は、年々、充実・改善が図られていることから、必要に応じ本計画の見直しを図るものとする。

また、受援計画を実効性のあるものとするため、県業務継続計画についても、必要業務・必要人員の見直しを継続的に行い、市町派遣のための人員の確保に努めるものとする。

災害時広域物流マニュアルをはじめとする各種マニュアルについても、随時、見直していくものとする。

② 図上訓練等の各種訓練及び研修の実施

計画・マニュアルの実効性を担保するため、市町・防災関係機関等と連携して防災図上総合訓練をはじめとする各種訓練を実施し、その習熟を図る。

また、訓練において明らかとなった課題については、解決策を検討し、計画・マニュアルに反映する。

併せて、市町職員及び緊急対策要員等に対する研修を実施し、大規模災害時に混乱なく迅速に対応できる人材を育成する。

③ 備蓄の確保及び広域物資拠点の確保

避難者支援のため必要となる備蓄物資については、適正規模を検討し、保有するとともに、支援物資輸送の拠点となる施設の確保に努める。

また、民間事業者との協議により、流通備蓄の確保にも努める。

④ 災害時応援協定の充実強化

大規模災害発生時において、民間事業者等からの支援を迅速に応急活動や被災者支援に結び付けるため、災害時応援協定の充実強化に努める。

第3章 人的支援の要請

～本章の構成～

(個別受援項目の詳細については手順マニュアル編を参照)

- 1 災害マネジメント・一般行政業務等における支援要請
 - (1) 応急対策職員派遣制度
 - (2) その他のスキーム
- 2 専門業務・専門職の支援要請
 - (1) 医療・保健衛生・福祉分野
 - (2) 建築物・ライフライン等応急対策分野
 - (3) その他の行政分野
- 3 自衛隊、消防、警察に係る派遣要請
 - (1) 自衛隊の災害派遣要請
 - (2) 緊急消防援助隊（緊援隊）の要請
 - (3) 広域緊急援助隊（広緊隊）等の派遣要請

【人的支援に関するスキームの活用に関する考え方】

一般行政業務等に関する支援要請については、「応急対策職員派遣制度」によることを基本とする。

一方で、特定の専門業務・専門職の支援については、関係省庁等によるスキームが用意されており、それらのスキームを活用する。

また、消防・自衛隊・警察に関する派遣要請については、それぞれの所定の手続きによる。

1 災害マネジメント・一般行政業務等における支援要請

前述のとおり、災害マネジメントや避難所運営・罹災証明書の発行などの一般行政業務等に関する支援要請については応急対策職員派遣制度によることを基本とする。

なお、例外的に、一般行政業務等であっても応援要請する規模が小規模にとどまる場合や関係省庁の派遣スキームが用意されていない専門業務・専門職の支援が必要となる場合には、県災害対策本部事務局（人的支援チーム）において検討の上、全国知事会等の災害時相互応援協定に基づく支援要請を行う。

(1) 応急対策職員派遣制度

① 応急対策職員派遣制度の概要

応急対策職員派遣制度は、被災都道府県内の自治体による応援職員の派遣だけでは完結して災害対応業務を実施できない規模の大規模災害が発生した場合に、総務省が全国知事会等の地方三団体、指定都市市長会、消防庁及び内閣府と連携して被

災市区町村を支援する仕組みとして定めたものである。

具体的には、

- ・ 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援すること
- ・ 被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することを目的に人的支援を実施するスキームである。

② 応援の仕組み

ア 県内からの応援職員の派遣（広域受援前）

被災市町は、自らが行う災害マネジメントや避難所運営・罹災証明書の発行などの一般行政業務について支援が必要な場合には、県災害対策本部（人的支援チーム）に派遣要請を行う。

人的支援チームは必要事項を確認し、県災害対策各部人事班をとおして庁内からの派遣人員の確保・調整を行い、避難所運営等に当たる要員を派遣する。

なお、市町の災害マネジメントを支援する要員については、あらかじめ指定した緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を発災後、速やかに派遣する。また、市町からの要請を待たずに派遣した緊急対策要員（情報収集要員）は、栃木県災害マネジメント総括支援員の補佐を行うこととする。

さらに、必要に応じて、市町村班（市町村課）・市長会・町村会と連携して県内他市町に職員の派遣を要請し、県職員・県内市町職員が一体となった「チーム栃木」としての支援を実施する。

イ 県外からの応援職員の派遣（広域受援）

県内の自治体（県・市町）による応援職員の派遣だけでは被災市町における災害対応業務や災害マネジメント業務を完結して実施することが困難である又は困難であると見込まれる場合には、応急対策職員派遣制度に基づき、全国知事会の関東ブロック幹事都県（又は総務省）に対し、県災害対策本部事務局（人的支援チーム）がその旨を連絡する。

総務省、地方三団体及び指定都市市長会は、確保調整本部（事務局：総務省）又は応急対策職員確保現地調整会議（以下「確保現地調整会議」という。）において、応援職員（災害マネジメント支援・一般行政事務）の派遣の調整を行う。

この制度においては、被災市町を1対1で担当する団体（都道府県・政令市）が、自らの職員及び管内の市区町村職員により自己完結的に支援を行う対口支援方式の仕組みを採用している。

県は、被災市町に派遣した緊急対策要員（情報収集要員・栃木県災害マネジメント総括支援員）を通して、対口支援団体との連絡調整を図る。

a. 災害マネジメントに係る総括支援チームの要請

人的支援チームは、被災市町における災害マネジメントの支援に当たり、人的支

援チームにおいて行った調整の結果、県外からの支援が必要と判断した場合には、対口支援団体（対口支援団体決定前は確保調整本部（確保調整本部設置前には総務省））に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員）の派遣を要請するものとする。

《災害マネジメント総括支援員とは》

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、都道府県・指定都市等が応援職員として派遣する者（総務省に登録）。総括支援員を補佐する「災害マネジメント支援員」とチームを組んで活動する。

役割：被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援

登録方法：毎年度総務省が推薦依頼を行い、都道府県・政令市が推薦した者を登録する。

推薦対象：都道府県及び指定都市の職員（市区町村職員も可）又は地方公共団体の事務事業と密接な関連を有する団体の職員で当該地方公共団体が推薦する者

推薦基準：災害対応に知見を有し、管理職の経験がある者

派遣の条件：被災市区町村から都道府県を通じての要請（対口支援団体決定前は総務省に要請）、又は総務省が必要と判断した場合

b. 一般行政業務に関する職員派遣

一般行政業務として、以下の項目について人的派遣調整を要請することができる。

- ・ 災害対策本部運営支援
 - ・ 避難所運営
 - ・ 避難者のニーズ調査
 - ・ 罹災証明書発行（被害認定調査、受付・交付）
 - ・ 物資拠点運営 等
- ※ 対口支援団体との調整により、他の業務の支援を受けることも可能

人的支援チームは、被災市町における一般行政業務の支援に当たり、人的支援チームにおいて行った調整の結果、県外からの支援が必要と判断した場合には、関東ブロック幹事都県（又は総務省）に対し、派遣を要請するものとする。

関東ブロック幹事都県は、総務省及び全国知事会等で構成する確保調整本部に状

況を報告し、確保調整本部（又は確保現地調整会議）において必要とされるマンパワーの規模に応じて、以下の２段階に分けて調整が行われる。

(a) 関東ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）

第１段階支援においては、被災市区町村を１対１で担当する団体（都道府県・政令市）が、自己完結的に支援を行う対口支援方式の仕組により運用することを基本とする。

確保調整本部は、関東ブロック内の都県（又は政令市）に人的派遣を要請し、要請を受諾した都県は、自らの職員及び管内の市区町村職員を併せて、割り当てられた被災市町に対して支援要員を派遣する。

(b) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）

第１段階支援（関東ブロック内の対口支援団体による支援）だけでは対応困難な場合には、対口支援団体は被災市町と協議の上、関東ブロック幹事都県に第２段階支援の必要性について連絡することとなる。

関東ブロック幹事都県は、県災害対策本部（人的支援チーム）と協議の上確保調整本部に対し、第２段階支援の必要性について連絡し、確保調整本部において、関東ブロック外の道府県（又は政令市）に対する応援要請について調整を実施する。

《応急対策職員派遣制度に関する要綱 資料編 I-1-1》

(2) その他のスキーム

他都道府県との災害時相互応援協定に基づき、支援要請を行うことができる。主な協定は以下の２協定であり、人的支援のみならず物的支援の要請も可能な協定となっている。なお、全国知事会による協定は、関東ブロック内の応援では不足する場合に活用することとなっている。

① 要請可能な項目

協定により若干の差はあるが、以下の項目について支援要請を行うことが可能となっている。

i 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

ii 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、健康相談、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・ヘリコプター・船艇等

iii 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 被災者のための医療機関及び福祉施設
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ、し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

iv 上記のほか特に要請のあったもの

② 災害時相互応援協定の種類

ア 関東地方知事会構成都県に対する要請

関東地方知事会構成都県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県）で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」（一都九県協定）に基づき、応援要請を行う。

○ 要請の手順

災害対策本部事務局（支援調整チーム）より、本県のカバー県である茨城県、群馬県、長野県のうち、被災しなかったいずれかの県に対して要請の連絡を行う。カバー県すべてが被災したときは、幹事都県（本県が幹事都県であるときは、副幹事都県）に対して要請する。

【カバー都県】

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

《震災時等の相互応援に関する協定 資料編 I-1-2》

《震災時等の相互応援に関する協定細目 資料編 I-1-3》

イ 全国知事会に対する要請

関東地方知事会の相互応援協定を締結している都県の応援を受けても十分な災害応急対策が実施できない、もしくはそのおそれがあるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

○ 要請の手順

要請は県災害対策本部事務局（支援調整チーム）が関東地方知事会の幹事都県を通じて行い、近隣のカバー（支援）ブロックを優先する形で応援要請が行われる。

【カバー（支援）ブロック】

被災ブロック	カバー支援ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

《全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 資料編 I-1-4》

《全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定細目 資料編 I-1-5》

2 専門業務・専門職の支援要請

(1) 医療・保健衛生・福祉分野

① DMAT（災害派遣医療チーム）

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

県保健医療福祉調整本部は、県内の関係機関のみで十分な医療救護活動を行うことが困難な場合は、直接又は厚生労働省DMAT事務局を通じて、他の都道府県知事にDMATの派遣を要請する。（なお、厚生労働省は、当分の間、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMATの派遣を要請することができる。）

また、県内で活動するすべてのDMATを統括するためDMAT調整本部を県保健医療福祉調整本部に設置する。

[DMA T派遣要請基準]

- ① 震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合
県内のDMA T指定医療機関に対してDMA Tの派遣を要請
- ② 震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合
管内のDMA T指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対してDMA Tの派遣を要請
- ③ 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合
管内のDMA T指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県、被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMA Tの派遣を要請
- ④ 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震の場合
管内のDMA T指定医療機関及び全国の都道府県に対してDMA Tの派遣を要請
(日本DMA T活動要領)

② 医療救護班

市町からの要請又は県の判断により、災害時の医療救護を実施する際に、県内の医療救護班（医師会等医療関係団体）のみによる対応が困難である場合、県（保健医療福祉調整本部）は、他都道府県に医療救護班の派遣を要請する。

③ DPAT（災害派遣精神医療チーム）

DPATとは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、被災地において専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、研修・訓練を受けた者で構成される災害派遣精神医療チームである。

県（保健医療福祉調整本部）は、県内の関係機関のみで十分な精神保健医療活動を行うことが困難な場合は、管下のDPAT統括者と協議し、厚生労働省（又はDPAT事務局）にDPATの派遣斡旋を要請する、又は直接他の都道府県に対し、DPAT派遣を要請する。

④ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

DHEATとは、被災地域を管轄する保健所等（以下、「被災保健所等」という。）の指揮調整機能等を補佐するために行政等の公衆衛生医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等で構成されるチームである。

県（保健医療福祉調整本部）は、県内の被災保健所等以外の保健所からの支援では

不十分で、県外からのDHEATによる支援が必要と判断するときは、厚生労働省に応援派遣に関する調整の依頼を行う。

⑤ 保健師チーム

市町からの要請又は県の判断により、避難所及び在宅の被災者の健康管理を行う、行政保健師等で構成されるチームである。県内からの保健師派遣のみでは対応が困難な場合、県（保健医療福祉調整本部）は厚生労働省に対し、保健師チームの派遣について調整の依頼を行う。

⑥ 管理栄養士チーム

市町からの要請又は県の判断により、被災者の食生活支援・栄養指導等を行う、行政管理栄養士等で構成されるチームである。県内からの管理栄養士派遣のみでは対応が困難な場合、県（保健医療福祉調整本部）は厚生労働省に対し、管理栄養士チームの派遣について調整の依頼を行う。

⑦ JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）

JDA-DAT（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）とは、被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクやアレルギー用食品、高齢者用食品、病者用食品等）の提供に係る支援、治療食や食物アレルギー除去食等の要配慮者に対する巡回個別栄養相談、避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康相談、被災者への栄養補給の支援、その他医療救護活動において必要な業務等、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行う日本栄養士会の訓練を受けた管理栄養士チームである。

県（保健医療福祉調整本部）は、派遣が必要と判断するときは、厚生労働省に応援派遣に関する調整の依頼を行う。

⑧ DWAT（災害福祉支援チーム）

DWATとは、避難者等の福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人等の協力を得て、社会福祉士・介護福祉士等で構成されるチームであり、指定避難所・福祉避難所において、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備などを実施する。

県保健医療福祉調整本部は、県内からの派遣のみでは対応が困難な場合、厚生労働省又は直接他の都道府県に対し、派遣斡旋を要請する。

⑨ 保健医療福祉に係る支援チーム

上記以外にも、歯科医師チーム、薬剤師チームなど必要に応じて支援要請を行う。

(2) 建築物・ライフライン等応急対策分野

① 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援のため、県は関東地方整備局に対し派遣を要請する。

なお、気象庁より、県・市町災害対策本部等へJETT（気象庁防災対応支援チーム）として気象庁職員が市町等の防災対応の支援を強化するため、TEC-FORCEの一員として派遣する制度が創設されている。

② 災害復旧技術専門家派遣制度

公共土木施設に被害が発生した際に、市町等からの要請に応じて、技術的な支援・助言が必要な場合に、県は国土交通省水管理・国土保全局防災課に対し派遣を要請する。

③ 震災建築物応急危険度判定業務

被災した建築物の応急危険度判定の実施にあたり県内の判定士のみでは迅速な判定が困難である場合、県災害対策各部（住宅班）は全国被災建築物応急危険度判定協議会に派遣斡旋を要請する。

④ 被災宅地危険度判定業務

被災した宅地の危険度判定の実施にあたり県内の判定士のみでは迅速な判定が困難である場合、県災害対策各部（住宅班）は被災宅地危険度判定連絡協議会に派遣斡旋を要請する。

⑤ 下水道の応急復旧

被災した下水道施設の復旧にあたり県外からの支援を必要とする場合、県災害対策各部（上下水道班）は、市町からの要請又は県の判断により、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」（災害時支援関東ブロック連絡会議）に基づき、ブロック連絡会議幹事都県に対し、人員・資機材の派遣斡旋を要請する。

⑥ 水道（応急給水・応急復旧）

被災者に対する応急給水や被災した水道施設の応急復旧を実施するため、県外からの支援を必要とする場合、水道事業者は（公社）日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、（公社）日本水道協会栃木県支部へ支援を要請する。

また、県（県土整備部上下水道班）は、必要に応じて（公社）日本水道協会栃木県支部へ支援要請を行う。

⑦ 被災文教施設応急危険度判定業務

学校施設等は、非常災害時に地域住民等の避難場所となることがあるほか、教育活

動の再開が急務であることから、速やかに当該建物の使用の可否を判定（応急危険度判定）する必要がある。各設置者におかれては、速やかに応急危険度判定を実施し、児童生徒等の安全確保に努めることとされているが、各設置者による応急危険度判定の実施が困難な場合は、文教施設応急危険度判定士の派遣を県災害対策各部（教育委員会事務局教育政策班）を経由して文部科学省へ要請する。

(3) その他の行政分野

① 農地・農業用施設

農地・農業用施設の災害復旧にあたり、県内技術者のみでは人員が不足する場合、県又は県災害対策各部（農地整備班）は、市町からの要請により、栃木県農村災害支援連絡会又は農林水産省に支援を要請する。

ア 栃木県農村災害支援連絡会（農村災害復旧専門技術者）

- ・ 派遣された農村災害復旧専門技術者は、災害時に被災現場等で、①被災状況等に係る情報提供、②応急措置に係る技術支援、③市町の災害復旧業務に係る技術支援等を行う他、他の応援技術者に現地の地理的条件等の情報提供を行う。
- ・ また、栃木県農村災害支援連絡会は、必要に応じ、農政局単位のブロック事務局もしくは全国事務局に技術者の派遣を要請する。

イ 農林水産省（農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊））

- ・ 水土里災害派遣隊は、災害時に被災現場等で、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行う。
 - ・ また、農林水産省は必要に応じ、試験研究機関等への専門家の派遣要請を行うとともに、近隣都道府県からの応援技術者派遣や農村災害ボランティアに関する広域調整等を行う。
- 提供、②応急措置に係る技術支援、③市町の災害復旧業務に係る技術支援等を行う他、他の応援技術者に現地の地理的条件等の情報提供を行う。
- ・ なお、災害の規模により、必要に応じて、栃木県農村災害支援連絡会を通じ、農政局単位のブロック事務局もしくは全国事務局に技術者の紹介を要請する。

② 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）

以下の支援を必要とする場合、県災害対策各部（廃棄物対策班）は、県が把握した市町の支援ニーズや要請内容を踏まえ、環境省に対し、専門家、技術者、作業人員、ごみ収集車等の派遣斡旋や災害廃棄物の処分先の確保等について要請する。

<研究・専門機関>

（専門家・技術者を派遣）

- ・ 処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確

保・管理運営等に関する現地支援 等

- ・ 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等

<廃棄物等関係団体>

(ごみ収集車等や作業員を派遣)

- ・ 災害廃棄物、生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等
- ・ 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

3 自衛隊、消防、警察に係る派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊法第 83 条に基づき、知事が災害派遣要請を行う。ただし、特に緊急事態で知事が要請を行うことができないと認めるときや、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される場合があることに留意する。

① 派遣活動の種類

自衛隊の災害派遣部隊は、関係機関と緊密な連携の基に次の活動を実施する。

ア 人命救助活動

- ・ 孤立者・傷病者等の救出
- ・ 行方不明者等の捜索救助
- ・ 消防活動への協力
- ・ 応急医療、救護

イ 生活支援活動

- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 給食及び給水
- ・ 防疫及び入浴支援

ウ 災害復興支援

- ・ 道路又は水路の啓開

エ 共通

- ・ 情報の収集

オ その他

- ・ 水防活動
- ・ 援助物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去

② 派遣の基準

自衛隊の災害派遣は、緊急性、公共性、非代替性の3要件を満たすことが必要となる。

(a) 緊急性 さし迫った必要性があること
(b) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
(c) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

③ 要請手順

ア 市町は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県災害対策本部事務局（人的支援チーム）に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう依頼する。

- a. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b. 派遣を希望する期間
- c. 派遣を希望する区域及び活動内容
- d. その他参考事項

イ 人的支援チームは、大規模災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、上記事項を明らかにした要請書により、自衛隊（要請窓口は陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊第3係）に災害派遣を要請する。

ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行い、（危機管理防災局長から東部方面特科連隊第2大隊長を基本とする）、事後速やかに文書により要請する。

要請に先立ち、収集した被害情報を基に、自衛隊リエゾンと事前協議（緊急性、公共性、非代替性の要件確認）の上、危機管理防災局長は知事に対して自衛隊の派遣要請を上申する。

《自衛隊派遣要請書 資料編 I-1-6》

なお、知事が不在の場合は、副知事、危機管理防災局長、危機管理課長の順位で知事の職務を執行する。

ウ 人的支援チームは、応援部隊活動拠点等必要な情報についてリエゾン（連絡員）

を通じて自衛隊に対して情報提供を行うとともに関係市町及び防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(2) 緊急消防援助隊（緊援隊）の要請

知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

なお、最大震度6弱（政令市は5強）以上の地震が発生した場合は、迅速出動が適用され、地震発生と同時に行われる消防庁長官からの出動の求め又は指示により、速やかに緊急消防援助隊が出動することに留意する。

また、栃木県における緊急消防援助隊の受援は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に定められていることから、「調整本部の運営に係るチェックリスト」によるチェックも行うこととする。

① 派遣要請の手順

ア 応援等の要請は、知事の委任を受けた危機管理防災局長が決定し、県災害対策本部事務局（人的支援チーム）が電話により直ちに行う。

イ 人的支援チームは、消防庁から緊急消防援助隊の出動を求め又は指示した旨の通知を受けた場合は、代表消防機関、被災地の市町長及び受援消防機関に連絡する。

ウ 県は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、消防組織法第44条の2の規定に基づき消防応援活動調整本部を設置する。なお、知事は被災地が1の場合であっても、必要と認めるときは、消防応援活動調整本部と同様の組織を設置する。

② 派遣受入後の各種調整

人的支援チームは、消防応援活動調整本部と連携を取りながら、各種調整を実施する。

《緊急消防援助隊受援計画 資料編 I-1-7》

(3) 広域緊急援助隊（広緊隊）等の要請

国内において大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合、都道府県の枠を越えて迅速に出動し、直ちに被災情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保、検視等の活動に当たる災害対策専門のエキスパートチームとして、警察庁の下、広域緊急援助隊が編成されている。

県警察は、被害状況の迅速、的確な把握及び救出救助・避難誘導活動等に努めるとともに、被害の規模に応じて、速やかに、県公安委員会を通じ警察庁又は他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊を始めとする必要な部隊の要請を行う。

① 派遣要請の手順

- ア 県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をする。
- イ 県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

② 派遣受入後の各種調整

人的支援チームは、県警察災害警備本部と連携を取りながら、各種調整を実施する。

第4章 物的支援の要請

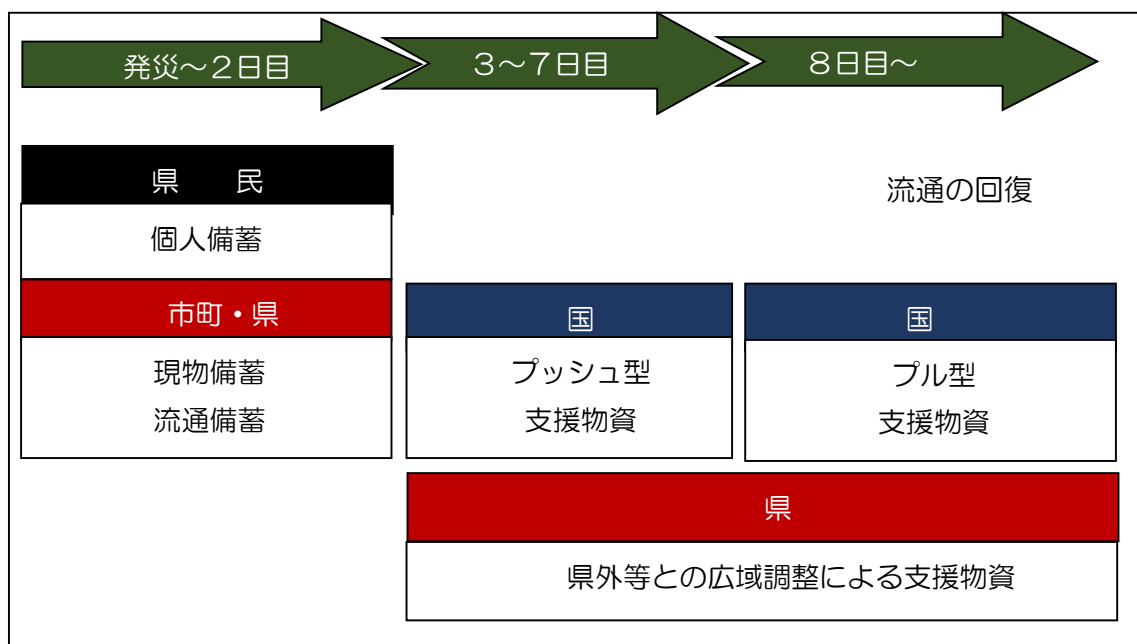
～本章の構成～

- 1 物的支援（支援物資）の要請・対応の概要
- 2 大規模災害時における物的支援（支援物資）における調整及び対応
- 3 輸送体制の確保

1 物的支援（支援物資）の要請・対応の概要

支援物資については、早い段階から備蓄物資の供給及び政府からのプッシュ型支援が想定される他、生活支障の解消のため、市町において早期に避難所におけるニーズを集約して県災害対策本部に要請することで、ニーズに応じた支援（プル型支援）に移行していく必要がある。

【図4】物資調達のイメージ



2 大規模災害時における物的支援（支援物資）の調整及び対応

備蓄物資・プッシュ型支援物資の供給からプル型支援物資の供給に移行する流れに合わせて、以下のような調整・対応を行うものとする。（詳細については、「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」（平成30年3月栃木県作成）を参照）

《災害時における支援物資の広域物流マニュアル 資料編 I-2-1》

① 災害発生直後の対応

県、市町、関東運輸局の他、県からの要請により倉庫協会・トラック協会等（以下「物流事業者団体等」という。）においてそれぞれ支援物資輸送体制関係者が参

集する。また、県災害対策本部に物流事業者等の物流専門家等を受け入れるとともに、必要に応じて関東運輸局職員等の本部への参画を求めるものとする。

県災害対策本部において、被災状況を把握するとともに、義援物資等に対する対応方針を決定し、周知を行う（物的支援チーム）。

併せて、県及び市町は、備蓄物資の供給準備を行うとともに備蓄物資の管理台帳を作成する。

② 災害発生後 48 時間（目安）までの対応

市町は、地域物資拠点を開設して県災害対策本部に連絡するとともに、各避難所へ備蓄物資の供給を開始する。また、各避難所におけるニーズを把握し、県災害対策本部に支援物資の供給を要請し、供給された物資を各避難所に輸送する。

県は、地域物資拠点の開設情報を勘案して輸送体制を確保し、市町からの要請に基づき、物流事業者団体等の協力を得て、県備蓄物資等を地域物資拠点に輸送する。併せて、県総合運動公園防災倉庫が使用可能な場合、広域物資拠点として開設し、運営を開始する。

③ 災害発生後 72 時間（目安）までの対応

県総合運動公園防災倉庫が使用不可の場合には、他の候補から広域物資拠点を選定し、開設する。

県は、施設管理者に広域物資拠点の開設を要請するとともに、緊急対策要員（広域物資拠点運営要員）といった広域物資拠点の運営における人員（物流専門家の派遣要請を含む。）、資機材、警備等の手配、及び広域物資拠点から地域物資拠点への輸送ルートの調整・確認を行う。（「3 輸送体制の確保」において詳述。）

また、県は、市町からの要請物資と、自治体・民間事業者等からの提供希望物資をマッチングし、支援物資を市町の地域物資拠点に輸送できるよう物流事業者団体等と連携し、輸送する。

市町は、受け入れた物資を避難所に供給する。

④ 災害発生後 1 週間程度までの対応

県は、広域物資拠点での政府によるプッシュ型支援物資及び自治体・民間事業者等の支援物資の受入れを開始し、物流事業者団体等の協力を得て地域物資拠点に輸送する。なお、公的施設を臨時の広域物資拠点施設としていた場合は、民間倉庫への機能の移転に向け調整を行う。

市町は、広域物資拠点からの支援物資を受け入れ、避難所に輸送する。また、随時、避難所及び地域物資拠点の開設状況を県に連絡する。

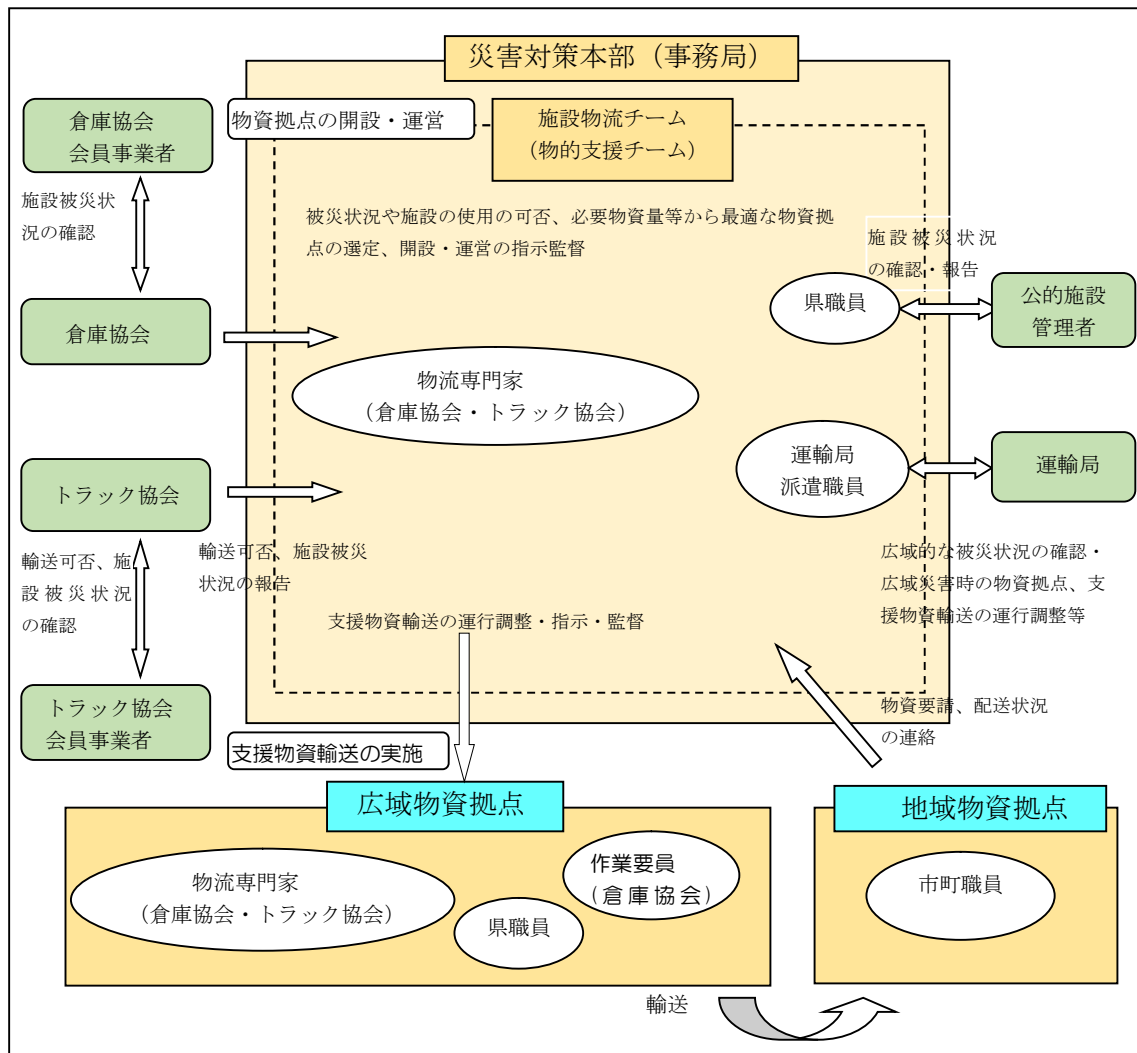
⑤ 災害発生後 1 週間程度以降の対応

市町は、避難所における的確なニーズ把握により、必要な支援物資を県災害対策

本部に要請し、受け入れた物資を避難所に供給する。

県は、市町の要請に基づく支援物資（プル型支援物資）の調達及び広域物資拠点への受入れを行い、物流事業者団体等の協力を得て地域物資拠点に輸送する。

【図5 支援物資の地域物資拠点までの輸送】



3 輸送体制の確保

支援物資の輸送体制の確保に当たっては、輸送ルートの確保、緊急通行車両等の輸送手段の確保、燃料の確保が必要になる。

(1) 輸送ルートの確保

① 広域物資拠点から地域物資拠点までの輸送ルートの想定

大規模災害が発生した場合でも円滑な輸送が可能となるよう、広域物資拠点から地域物資拠点までの輸送ルートについて、重要物流道路や緊急輸送道路ネットワーク計画等を参考にしながら県と市町で協議し定めておく。

なお、発災後は、あらかじめ定めたルートの道路被害や交通渋滞の状況を踏まえ、適宜修正を加えたルートを使用する。

② 交通規制の実施

必要な場合は、県公安委員会と調整の上、災害対策基本法第 76 条等の規定に基づく、区間又は区域を定めての緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限（緊急交通路の指定）により確保する。

③ 通行可能道路情報等の把握と情報共有

県は、発災後の物資拠点の選定や当該施設までの輸送ルートのため、あらゆる手段を講じて通行可能道路（道路被災状況）や交通状況を迅速、的確に把握し、関係者（特に物流専門家）や市町と情報を共有する。

(2) 緊急通行車両標章等の交付と制度の周知

支援物資輸送車両の円滑な輸送ルート通行のために、次の制度があり、県は、発災時に迅速な申請及び交付ができるよう物流事業者に周知する。

① 緊急通行車両確認証明書・標章

上記(1)の②により緊急交通路に指定された区間は、緊急通行車両確認証明書又は規制除外車両確認証明書の備え付けと確認標章を掲示した車両が通行可能となるため、支援物資輸送事業者は速やかに県又は県公安委員会（警察署等）に交付申請を行う。

なお、発災後の確認事務の省力化・効率化のため緊急通行車両の事前届出制度の活用を図る。

② 災害派遣等従事車両証明書

道路整備特別措置法第 24 条の規定に基づき、「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けた災害派遣車両（支援物資運送車両も該当）については、被災地までの高速道路・有料道路等の通行料が無料となることから、必要とする場合には支援物資輸送事業者は速やかに県又は市町に交付申請を行う。

(3) 車両以外の輸送手段の確保

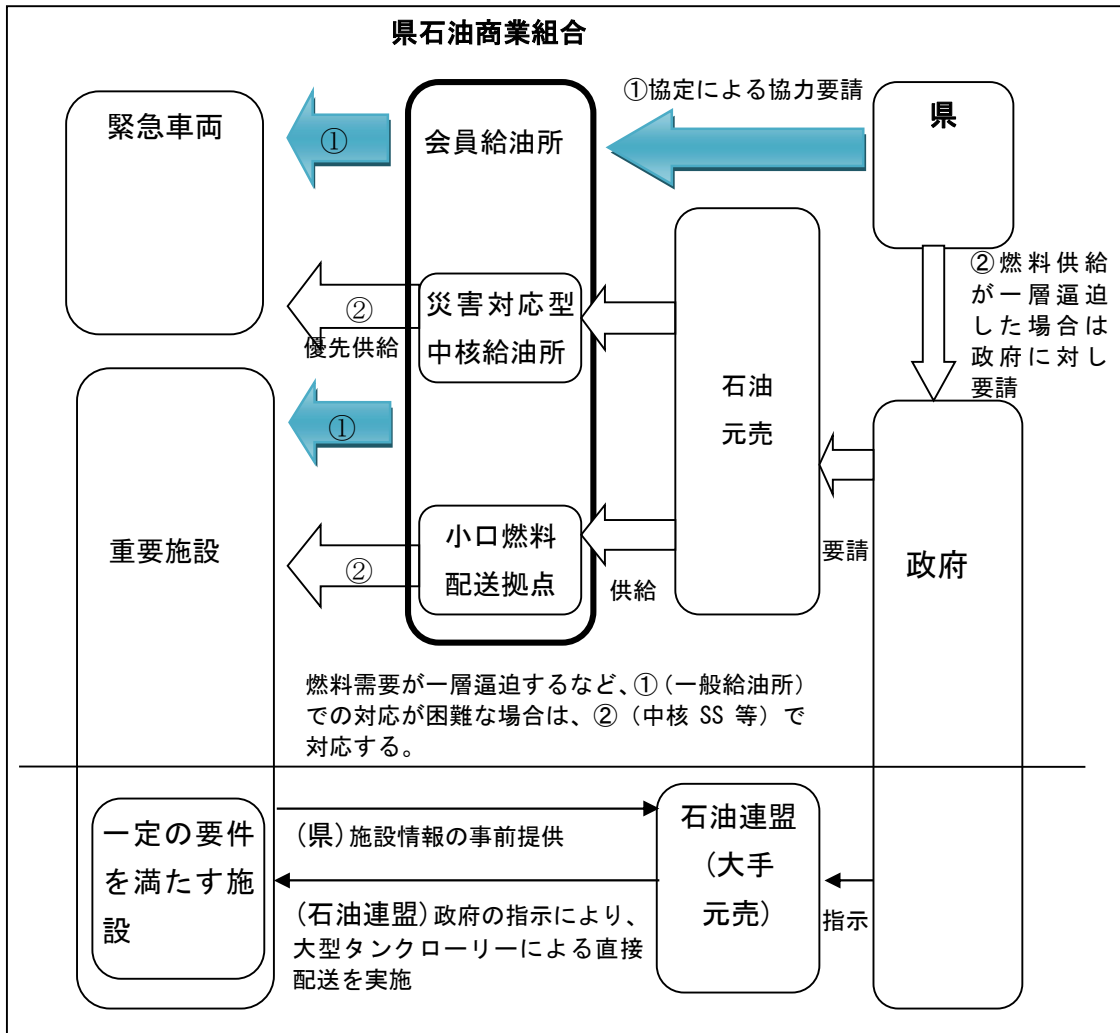
県は、重要物流道路及び緊急輸送道路等確保のため、放置車両等障害物の除去等により道路の啓開を行うが、道路被災状況や物流事業者の輸送体制の確保状況により、必要な場合には自衛隊（東部方面特科連隊第 2 大隊）への輸送の依頼やヘリコプター等車両以外の輸送手段の確保を検討する。

(4) 燃料の確保

県では、災害応急対策等に従事する車両や災害対策本部となる行政庁舎、災害拠点病院、避難所等の災害応急対策上重要な施設に対して燃料を優先的に供給する協定を栃木県石油商業組合と締結している。

（また、石油連盟とも覚書を締結し、燃料の需給状況の逼迫に応じて政府（経済産業省）に要請した上で、その支援も受けることとしている。）

図6 「災害時における燃料の優先供給」体制図



第5章 迅速・的確な受援に向け市町において取り組むべき事項

市町は、大規模災害の発災時には第2～4章において記載した対応を行うほか、迅速かつ的確に支援を受け入れるために、市町災害対策本部の活動において特に以下の点に留意するものとする。

また、平常時においても、大規模災害に備え、災害時広域受援に係る体制の強化に努めるものとする。

1 災害時の対応

① 行政機能の確保状況の把握

市町における行政機能の確保は、大規模災害時の初動対応から復旧、復興に至る対処を迅速に行うための基礎的な条件であり、その確保状況を迅速かつ的確に把握することにより、行政機能が低下した被災市町に対する効果的な応援職員の派遣等の支援が可能となる。

このため、県でも発災後直ちに被災市町に緊急対策要員を派遣することとしているが、総務省自治行政局長・消防庁次長連名通知（平成29年4月11日総行市第26号・消防災第51号）により、市町は、管内で震度6弱以上の地震を観測した場合は、チェックリストを利用し、行政機能の確保状況（※）について県へ報告することとされている。また、地震以外の災害にあっても県又は総務省の求めがあった場合には報告を行うものとする。

※ 行政機能の確保状況

- ① トップマネジメントは機能しているか。
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか。
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか。

《総務省自治行政局長・消防庁次長連名通知 資料編I-3-1》

《市町行政機能チェックリスト 資料編I-3-2》

② 被災状況・マンパワーの不足状況・ニーズの把握

市町は、道路の通行止めの状況や避難所開設情報、避難者数について、把握し県災害対策本部事務局（情報グループ）に報告するものとする。

特に、避難所開設情報、避難者数は、マスメディアを通して住民に周知する上で重要であると同時に、指定公共機関等が支援を行う際の参考となることから、Lアラートに確実に入力するものとする。

また、市町は、応急活動を実施するに当たり不足しているマンパワーを把握するとともに、避難所等における住民のニーズを把握し、ファクシミリ、電話、電子メール等の通信手段により、県災害対策本部事務局（情報グループ）に報告する。

また、避難所開設情報は住民に周知する他に、指定公共機関等が支援を行う際の参考となることから、栃木県防災情報システムやLアラートに確実に入力するものとする。

なお、マンパワーの不足や支援物資のニーズがない場合についても県に報告をすることとする。

③ 地域物資拠点の開設

被災市町は地域物資拠点を速やかに開設し、要員を配置するなど、避難所までの輸送体制（いわゆるラストワンマイルの輸送体制）を確保し、県において開設した広域物資輸送拠点からの支援物資を受け入れる体制を立ち上げるものとする。

2 平常時の取組

① 受援窓口の整備

市町は、「地方公共団体のための災害時受援に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月内閣府（防災担当）策定）等に基づき、本計画との整合を図った上で、早期に受援に関する連絡体制等を整備する。

また、県は、市町において早期に受援に関する体制整備が進められるよう支援する。
《地方公共団体のための災害時受援に関するガイドライン 資料編 I-3-3》

② 災害対応業務の全体像及び業務に係る必要人数の把握

大規模災害時における自治体の課題として、災害対応の全体像が把握できていない、見通しの設定やそのために必要な人員配置等の管理ができていないことが挙げられる。

これらの課題に対応するための支援ツールとして、内閣府の「災害対応人員管理支援システム」が用意されている。市町はこのシステム等を活用し、災害対応業務の全体像及び大規模災害時に発生する業務に係る必要人数の把握に努めるものとする。

《災害対応人員管理支援システム 資料編 I-3-4》

③ 業務継続計画、災害時受援計画及び災害時支援物資物流マニュアルの策定等

市町は、災害対応業務を迅速に実施し、また、他都道府県、市町、関係機関からの支援を迅速に受け入れるため、業務継続計画及び受援計画を策定し、策定後も②の作業において把握した災害対応業務の全体像及び必要人員を反映するなどの見直しに努めるものとする。

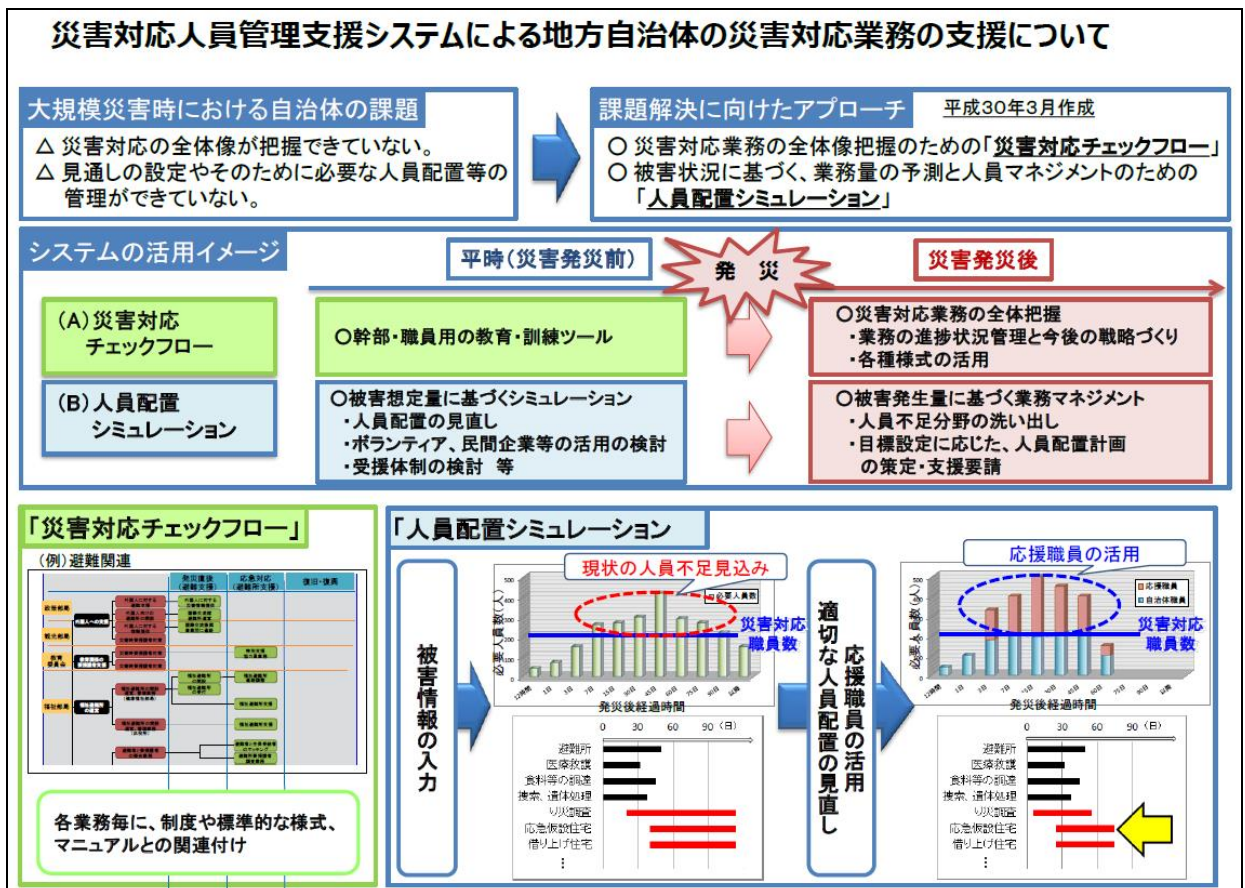
また、管内の地域物資拠点の候補施設をあらかじめ選定するとともに、地域物資拠点から避難所まで円滑に支援物資を輸送できるよう、災害時支援物資物流マニュアルの策定に努めるものとする。

県は、市町における計画マニュアルの策定・改定やこれらに基づく訓練が実施されるよう支援する。

《参考》防災基本計画（共通編）抜粋

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- 被災都道府県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

【〔参考〕災害対応人員管理支援システムの概要】



【出典：内閣府説明会資料】